

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	二九六
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	二九七
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件	二九七
○土地改良区の定款の変更を認可した件二件	二九七
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	二九七
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	二九八
公 告	
○随意契約の相手方を決定した件	二九八
福島県公安委員会	
○道路交通法による指定講習機関としての指定を取り消した件	二九九
○道路交通法による運転免許取得者教育の認定を取り消した件	二九九
福島県労働委員会	
○あつせん員候補者として委嘱した件	三〇〇

告 示

福島県告示第三百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和二年六月九日から同年十月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄

（仮称）カワチ薬品原町東店 福島県南相馬市原町区北原字前田二五番三ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社カワチ薬品

代表者の氏名 代表取締役 河内 伸二

住所 栃木県小山市大字卒島一二九三番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社カワチ薬品

代表者の氏名 代表取締役 河内 伸二

住所 栃木県小山市大字卒島一二九三番地

三 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年一月二十八日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百四十六平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 五十七台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 六十八平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 七立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前六時

(二) 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前五時四十五分から午後十一時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

数 一か所

(一) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

令和二年五月二十七日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年六月九日から同年七月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ামীゴ福島西店 エイトプロ福島八島田店 福島県福島市八島田字勝口七五番地

二 ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年六月九日から同年七月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール門田店 福島県会津若松市東年貢一丁目四四ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四

項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年六月九日から同年七月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂平店 福島県いわき市平六丁目六番地二

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、安達土地改良区から令和二年五月二十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月一日認可した。

令和二年六月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第三百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、安達疏水土地改良区から令和二年五月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月一日認可した。

令和二年六月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第三百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年六月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字小室石一の一・二の六・三の三(以上三筆国有林。)

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年六月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市上名倉字小室石一の一、二の一、二の四、三の二、三の六
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

公 告

公告第115号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年6月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬行政備蓄用イナビル吸入粉末剤20mg
300容器 成人150治療分 116箱（17,400人分）
2容器 成人1治療分 800箱（800人分）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年5月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
第一三共株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
31,511,480円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(入札用度課)

福島県公安委員会告示第29号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の11第1項の規定により、指定講習機関に係る指定を次のとおり取り消した。

令和2年6月9日

福島県公安委員会委員長 山 本 真 一

- 1 指定を取り消された者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びにその者が指定講習機関の業務を行っていた事務所の名称及び所在地
名称 株式会社平和総合企業
住所 河沼郡会津坂下町大字福原字長泥8番地
代表者の氏名 杉原 稔
事務所の名称 会津若松平和自動車学校
事務所の所在地 会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原228番地3号
- 2 指定を取り消した特定講習の種別
普通免許、二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習
- 3 指定取消年月日
令和2年5月26日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第30号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、運転免許取得者教育の認定を次のとおり取り消した。

令和2年6月9日

福島県公安委員会委員長 山 本 真 一

- 1 認定を取り消された者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行っていた施設の名称及び所在地
名称 株式会社平和総合企業
住所 河沼郡会津坂下町大字福原字長泥8番地
代表者の氏名 杉原 稔

施設の名称 会津若松平和自動車学校

施設の所在地 会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原228番地3号

2 認定を取り消した運転免許取得者教育の課程の区分及び名称

- (1) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる課程 ビギナーのための安全教育
- (2) 規則第1条第2号に掲げる課程 ビギナーのためのセーフティ・ライディング教育
- (3) 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 認定「高齢者講習課程」
- (4) 規則第1条第4号に掲げる課程 熟年運転者教育
- (5) 規則第1条第5号に掲げる課程 冬道の安全運転教育
- (6) 規則第1条第6号に掲げる課程 認定「更新時講習課程」
- (7) 規則第1条第7号に掲げる課程 認定「二輪車習熟課程」
- (8) 規則第1条第8号に掲げる課程 安全運転教育

3 認定取消年月日

令和2年5月26日

(運転免許課)

福島県労働委員会

公告第二号

労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。

令和二年六月九日

福島県労働委員会

会長 平石典生

氏名	現職	前歴	委嘱年月日
平石 典生	福島県労働委員会会長 弁護士		平成30年6月26日
吉高神 明	福島県労働委員会会長代理 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類助教	同
駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
二瓶 優子	福島県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士		同
横 裕康	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
遠藤 和也	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部 委員長	東北電力労働組合福島 県本部副委員長	同
大越香代子	福島県労働委員会労働者委員 東芝照明プレシジョン労働組 合中央執行委員	東芝照明プレシジョン 労働組合福島支部執行 委員	同
坂路 芳知	福島県労働委員会労働者委員 アネスト岩田労働組合福島支	アネスト岩田労働組合 福島支部執行委員	同

	部長		
飛田 博之	福島県労働委員会労働者委員 U Aゼンゼン福島県支部長	U Aゼンゼン山梨県支 部長	令和2年1 月28日
八巻 由美	福島県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合中央 執行委員	福島市役所職員労働組 合執行委員長	平成30年6 月26日
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者 協会専務理事	社団法人会津地区経営 者協会事務局長	同
石山 純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役	株式会社アゴラ専務取 締役	同
千歳 芳雄	福島県労働委員会使用者委員 アルパインアニュウア ンク株式会社非常勤顧問	アルパインアニュウア ンクヤリソク株式会社 顧問	同
永山 忍	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役 会長	郡山運送株式会社代表 取締役社長	同
小笠原敦子	福島県労働委員会事務局長	福島県商工労働部政策 監	令和2年5 月26日
鳴原 孝之	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	総務部参事 (公立大学 法人会津大学派遣)	平成31年4 月23日
遊佐盛一郎	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	福島県南地方振興局 県税部主幹兼副部長兼 管理納税課長	令和2年5 月26日

(詳細は別添)